

大野川小中学校いじめ防止等のための基本的な方針

平成28年4月
令和7年11月改定

大野川小中学校

はじめに

いじめは、教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある深刻な問題です。そして、起こった場所は学校の内外を問いません。本校では、すべての児童生徒がいじめを行わず、他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響やその他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深める事を旨として、いじめ防止推進対策法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の施行を受けて、法第13条の規定に基づき、「松本市いじめ防止等のための基本的な方針」（以下「市基本方針」という。）を踏まえて、「大野川小中学校いじめ防止等のための基本的な方針」をここに策定します。

1. いじめの防止等のための基本的な考え方

（1）いじめに対する基本理念

本校においては、法第3条に規定されている基本理念を踏まえ、
「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもつこと
「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」という危機意識をもつこと
「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という信念をもつこと
この3つの考え方を基本に、家庭・地域等と連携を図り、自校の課題を見出し、児童生徒の実態に応じた取組を推進する。また、市教委や関係機関等と連携し、「いじめの防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」を適切に行う。

（2）いじめの定義（法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校※に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「学校」とは、「松本市立小学校・中学校条例」（昭和39年条例第38号）に規定されている小中学校を範囲とする。

（3）いじめの防止等に関する基本的な考え方

①いじめの防止

いじめのない学校づくりの基盤となるものは、児童一人一人が、いのちの大切さを学び、他を思いやる心を持ち、「いじめを絶対に許さない」という認識を持つことが必要である。そのためには、特に、「道徳」「総合的な学習の時間」を中心に学校教育活動全体を通じた計画的な指導を行うとともに、いじめの問題を児童生徒自身が深く考える機会を設けることや、いじめをなくそうとする思いや行動を支援していくことが重要である。

学校だより等によって、いじめの問題についての保護者・地域の方々への広報に努めながら、学校との共通認識のもと、連携して、いじめの防止等に取り組んでいくことが重要である。

また、教職員一人一人が、インターネット等によるいじめや障害のある児童がいじめの当事者である場合などを含めて、いじめの問題の特性を十分理解したうえで、適切に対処できるよう、計画的な研修を実施し、教職員の資質の向上を図ることも必要である。

②いじめの早期発見

「いじめはどの学校でも、どの児童生徒にも起こりうるもの」との認識のもと、全教職員が児童生徒の日常的な観察を丁寧に行い、いじめの兆候やサインを見逃さないようにする必要がある。

さらには、日頃から、児童生徒や保護者が相談しやすい体制を作り、その積極的な周知を図るとともに、「いじめ実態把握調査」のほか、児童生徒との面談による教育相談などを実施し、いじめの早期発見にあたることが重要である。

また、いじめの発見のための情報の集約化や組織的な把握のための校内体制づくりも不可欠である。

③いじめへの対処

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員のみで対応せず、教務主任、教頭を通じて校長へ報告し、学校対策委員会による情報共有のもと、学校としての組織的な対応を行う。

いじめられた児童生徒及びいじめた児童生徒への対応は、特に次に掲げる点に留意しながら、個別・丁寧な指導を行うとともに、双方の保護者にも十分説明のうえ、適切な連携を図ることが不可欠である。なお、いじめが一旦解決したと思われる場合でも、いじめが教職員の見えないうところで続いていたり、解決はしたが、児童生徒の心のケアが必要なケースもあつたりすることから、注意して継続的に見守り、必要な対応・指導を行うこと、さらには、進級などによる引継ぎも適切に行っていくことが大切である。

○いじめられた児童生徒に対しては、必ず守り通すという姿勢を明確にして、児童生徒の心の安定を図りながら対応することを基本とする。

○いじめた児童生徒には、いじめられた児童生徒の苦痛を理解させ、いじめが人間として行っていない行為であることが自覚できるように指導する。

④家庭や地域との連携

いじめをなくしていくためには学校内外における取組が必要であり、いじめの問題に関する共通理解のもと、家庭や地域との緊密な連携が不可欠である。

また、いじめの早期発見・迅速な対応という趣旨のみでなく、児童生徒の生命を大切にする心、他者を思いやり、協力する態度を育むうえからも、学校地域協働本部等との共催による事業の実施にも取り組んでいく。

⑤関係機関との連携

いじめの防止や早期発見などのためには、地域の関係施設・関係機関との連携が重要である。

特に、本校においては、学校地域協働本部等を中心に、交番、放課後子ども教室、安曇地区公民館などとの協力・連絡体制をとって、取組を進めていく。

2. いじめの防止等のための対策の内容

(1) いじめの防止等の対策のための組織

学校は、複数の教職員、また、必要に応じて、心理、福祉に関する専門的な知識を有する者や、その他の関係者により構成する「いじめ不登校対策委員会」を中核に、下記のようないじめ防止等の取組を実効的に行う。事案の状況に応じ、学級担任や部活動顧問など、関係の深い教職員が参加するなど柔軟に拡充を図る。

<日常の校内対応組織構成>

管理職（教頭） 全体の統括・渉外・年間計画の作成

教務主任・生徒指導主事 調整・検証・個別のいじめ事案への対応

小中教務 各学年の取組み・個別事案の対応・情報の収集と記録

養護教諭 いじめ事案への対応・相談窓口

事案の状況に応じて学級担任等の参加

※すべてにおいて構成員全員が集まる会議ではない。

<年数回の連絡協議会の実施>

学校運営協議会委員・PTA会長・地域の有識者 等

「松本市いじめ問題
対策連絡協議会」
による指導・助言

(2) 未然防止の取組み

①授業を中心とした全教育活動における未然防止の取組み

ア 未然防止の取組みの具体策を年間計画（グランドデザイン）等に位置付け、計画的に実施し、教科の授業、道徳、総合的な学習の時間、特別活動などすべての教育活動においていじめを未然に防ぐ取組みを展開していく。具体的には、児童生徒が自分の大切さを知り、いじめを拒否し、他に相談できる力を養う。更に、人の痛みを知っていじめをしない、他人のいじめを見逃さない力を養う取組みを進めていく。

イ 子ども同士や担任を含めた教職員との良好な人間関係を築きながら、学級づくりに重点を置いた取組みを進める。学校生活における一番の基盤となる学級に、どの子にとっても居場所があり、所属感が感じられ、一人ひとりを大事にした集団としての心地よさを味わえるように努めていく。

ウ 多様な講師や団体に協力を求め、児童生徒が体験を通して、いじめのメカニズム（加害者、被害者、傍観者、その他）を学び、その辛さや残酷さを理解し、実際の生活でいじめが起きないように、また起きた時によりよい方法で解決していくことができるようにする。

②児童生徒の自主的な活動による未然防止の取組み

ア 児童会や生徒会を中心に、児童生徒が自分たちでいじめや人権について考え、問題を解

決していけるような取組みを行う。

イ 必要に応じて各種団体の事業（ワークショップなどの授業）に参加し、グループワークやいじめについての寸劇などに取り組むことで、自分たちのクラスのルールづくりを進めるなど、自らの手でいじめの根絶に向けて動き出せるように取り組む。

（３）早期発見の取組み

①いじめ・体罰等の実態調査

２か月に一度「いじめ・体罰等の実態調査」を実施し、早期にいじめを発見できるように、日頃から児童生徒の実態把握に努める。特に、いじめを受けている児童生徒や周囲の児童生徒は、自分から言い出せない状況にあることを念頭に置き、２か月に一度の調査だけでなく、日記や生活ノート、子ども同士や教職員との何気ない会話ややりとりなどの中から児童生徒の様子を細かにつかみ、いじめを早期に発見していくよう努める。

②家庭との連携

家庭と連絡を取り合いながら、保護者と協力して子どもの置かれている状況の把握に努め、いじめの未然防止、早期発見につなげる。家庭において、子どもが発しているサインを見逃さないように、日々の細かな変化に気付いたら学校や関係機関に知らせ、連携して対応するなどの協力を求めている。

（４）いじめへの対応

①組織的対応

「学校基本方針」やその中の「いじめ対応マニュアル」にいじめへの対応フローチャートを盛り込むなど、内容の充実を図るとともに、全教職員が組織的対応の仕方を共通理解した上で、発見したいじめについては、早期に事実確認をした後、情報を共有して適切に対応する。いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせた児童生徒の心身の安全を確保した上で、情報を受けた教職員が一人で抱え込むことなく、速やかに「いじめ防止等の対策のための組織」を中核とした組織的対応を行う。

また、家庭と密接に連絡を取り合い、解決に向けた取組みの段階を常に確認しながら、協力して対応する。

②ネット上のいじめへの対応

児童生徒の情報端末機器の所持率の増加に伴い、インターネットを介した誹謗・中傷、名誉毀損や人権侵害などの発生リスクが高まっていることを認識し、教職員は自ら研修を行うなど、情報端末機器の特性を理解するように努める。

また、ネット上のいじめに対応する子ども向けの研修等に取り組む。

③外部評価による発見

児童生徒、保護者、教職員自身による学校評価や教職員評価を積極的に行い、教職員の指導

改善を図るとともに、教職員自らが指導のあり方を見つめ、児童生徒及び保護者への対応を再確認することにより、児童生徒の不安や困ったことにいち早く対応できる関係を築いていく。

(5) 地域や家庭との連携

いじめをなくしていくためには学校内外における取組が必要であり、いじめの問題に関する共通理解のもと、家庭や地域との緊密な連携が不可欠である。

また、いじめの早期発見・迅速な対応という趣旨のみでなく、児童生徒の生命を大切にする心、他者を思いやり、協力する態度を育むうえからも、地域協働本部との共催による事業の実施にも取り組んでいく。

(6) 関係機関との連携

いじめの防止や早期発見などのためには、地域の関係施設・関係機関との連携が重要である。特に地域協働本部、警察、交番、放課後子ども教室や公民館などとの協力・連絡体制をとって、取組を進めていく。

※年間計画

月	実施計画
4月	・基本方針の確認（職員会議）・基本方針の説明（参観日・PTA 総会）・HP 更新
5月	・いじめ等実態調査（定期）・学校の取組を説明（学運協）
6月	
7月	・いじめ等実態調査（定期）・校内研修
8月	・個人研修
9月	・いじめ等実態調査（定期）・学校の取組を説明（学運協）
10月	
11月	・いじめ等実態調査（定期）・次年度の方針検討（対策委員会）
12月	・学校評価アンケート（児童生徒・保護者・職員）
1月	・いじめ等実態調査（定期）
2月	・学校評価の報告（学運協）・次年度の取組についての意見交換（学運協）
3月	・いじめ等実態調査（定期）・次年度の方針決定（職員会議）

※毎月開かれる校別会で児童生徒の実態を共有。さらに、教務会で小中の情報を共有。

3. 重大事態への対処

次に規定する事態が発生した場合は、いじめられた児童生徒を徹底して守り通すとともに、その心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応する。

法第28条第1項に規定する重大事態

- | |
|---|
| <p>1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。</p> <p>○児童等が自殺を企図した場合 ○身体に重大な傷害を負った場合</p> <p>○金品等に重大な被害を被った場合 ○精神性の疾患を発症した場合</p> <p>2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。</p> <p>○年間30日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合などは迅速に報告、調査する。</p> |
|---|

市教育委員会が規定する事態

- | |
|--|
| <p>3 事案の解決に向けた対応が長期化または複雑化した案件で、関係者のみでは解決が困難であると認めるとき。</p> <p>※ 上記1から3については、児童生徒、保護者、学校関係者、教育委員会など、すべてのものが主体となる。</p> |
|--|

(1) 重大事態の発生

①事案の情報収集・記録

重大事態が発生した場合、学校は、いじめ防止等のための組織が学校危機管理マニュアルを参考に、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を図る。

②市教育委員会への報告

法第30条第1項に基づき、事実確認の結果を速やかに市教育委員会に報告する。

(2) 調査

①調査組織

学校における「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、事態の性質に応じて専門家等を加える。

②調査の実施

ア 調査は、当該事態への対処と同種の事態の発生を防止することを目的に行う。

イ 因果関係の特定を急がず、アンケート調査、児童生徒や関係者への聞き取り等を行い、客観的な事実関係を速やかに、かつ網羅的に明確にする。学校は「いじめ行為がいつ、だれから、どのように行われたか」、「いじめの背景や児童生徒の人間関係にどのような問題があった

か」、「教職員はどのように対応してきたか」などの事実をしっかり向き合い、調査組織による調査に全面的に協力する。

ウ 万が一、児童生徒の自殺という事態が起こった場合は、遺族の気持ちに十分配慮しながら、自殺の背景を調査する。背景の調査については、国の「いじめの防止等のための基本方針」にある「自殺の背景調査における留意事項」を十分配慮し、「子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針」（平成26年7月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

③調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童生徒及び保護者に対して、調査により明らかになった事実関係を適時かつ適切な方法で報告する。その際、いじめを受けた児童生徒及び保護者と定期的に連絡を取り、調査の経過や見通しを知らせるよう留意する。

イ 情報の提供や調査結果の報告にあたっては、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、個人情報の保護を理由に説明を怠るようなことがないようにする。

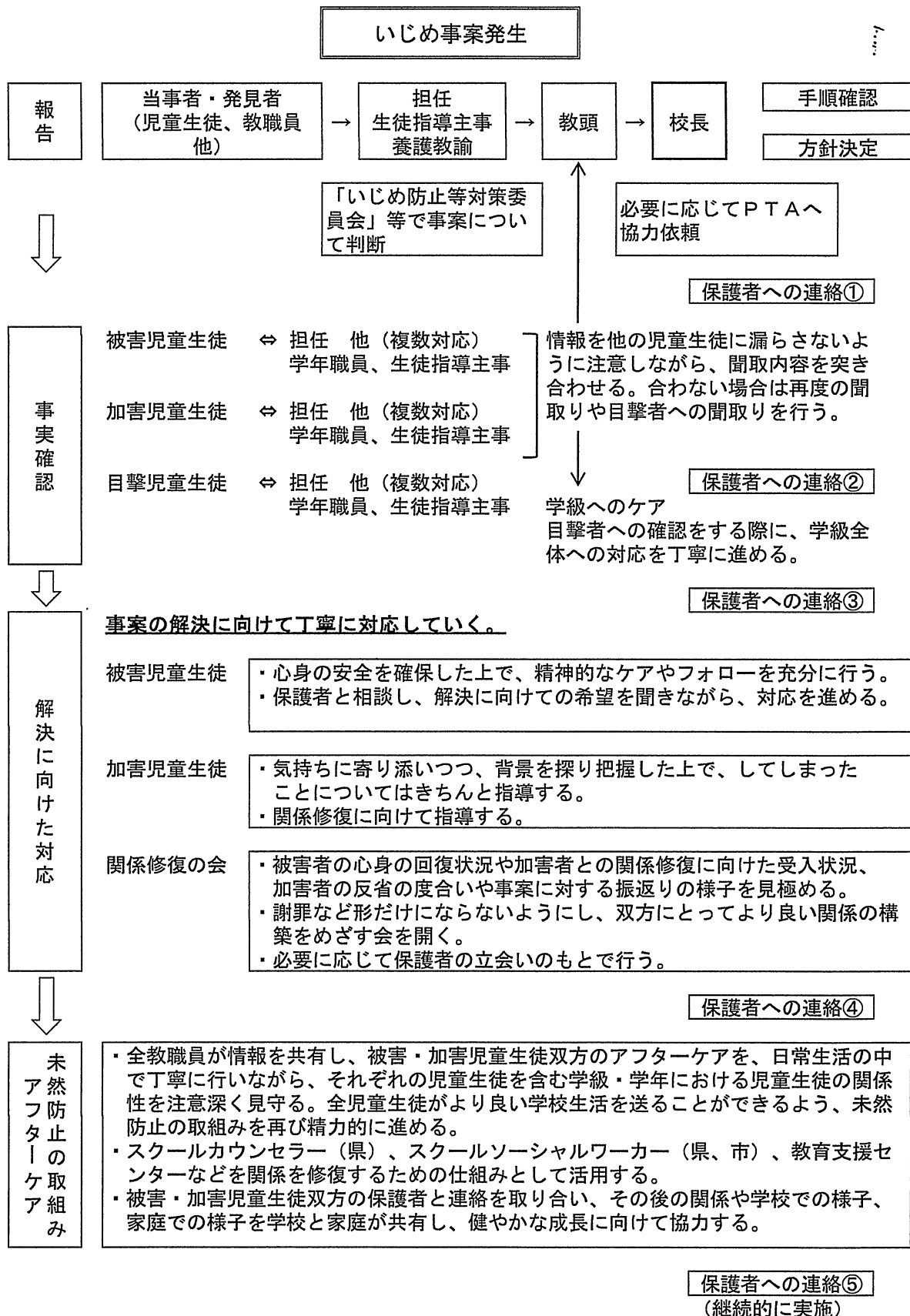
ウ 調査組織は、調査結果を速やかに市教育委員会に報告する。その際、調査組織が調査の報告に対する所見をまとめた文書を提出し、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望した場合は、それを調査結果の報告に添える。

4. その他の重要事項

本基本方針は、学校ホームページで常時公表する。

本基本方針に基づき実施した前年度の実施結果については、自己点検・評価を行い、学校運営協議委員、PTA役員から意見をいただき、必要に応じて、今後の事業見直しの検討を行い、その結果を報告する。また、その中で、本基本方針の見直しに関する意見があった場合には、広く意見を伺い、十分に検討したうえで、必要な見直しを行う。

松本市公立学校におけるいじめ対応の手順（学校内）



松本市公立学校におけるいじめ対応の手順（学校間）

